



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 27 日 (金)
号外第 87 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 病院局管 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程 (9) (総務課) 2
理規程

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年4月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>出納取扱金融機関等</u> （第36条 第40条） 第5章～第11章 略 附則 （ <u>出納取扱金融機関等</u> ） 第5条 管理者は、公金の出納事務の一部を取り扱わせるため <u>出納取扱金融機関を、公金の収納事務の一部を取り扱わせるため</u> 出納取扱金融機関を置く。 （領収書の交付） 第19条 略 2 前項の規定は、 <u>出納取扱金融機関又は</u> 収納取扱金融機関が収入を収納した場合にこれを準用する。 （ <u>指定代理納付者による収入の納付</u> ） 第19条の2 <u>出納員又は現金取扱員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定による申出があった場合には、当該申出を審査し、適当と認めて承認したときは、納入義務者に当該申出を承認した旨を証する書面を交付しなければならない。</u> 2 前項の規定による書面の交付は、領収書に承認し	目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>出納取扱金融機関</u> （第36条 第40条） 第5章～第11章 略 附則 （ <u>出納取扱金融機関</u> ） 第5条 管理者は、公金の出納事務の一部を取り扱わせるため、 <u>出納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）</u> を置く。 （領収書の交付） 第19条 略 2 前項の規定は、 <u>取扱金融機関</u> が収入を収納した場合にこれを準用する。

た旨を表示して行うものとする。

(収納金の取扱い)

第20条 略

2 出納員は、前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日預け入れることができる。

(支出の手続)

第23条 略

2 出納取扱金融機関又は管理者が指定した金融機関に預金口座を設けている債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、局長又は病院長に銀行振込依頼書(様式第21号)を提出しなければならない。ただし、請求書にその旨を記載することによりこれに代えることができる。

3～6 略

(小切手)

第24条 出納員は、小切手を振り出したときは、直ちに小切手振出通知書(様式第22号)により、出納取扱金融機関に通知しなければならない。

(口座振替による支払)

第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、資金交付書(様式第22号の2)に支払依頼書(様式第22号の3)を添え、これを出納取扱金融機関に交付しなければならない。

(隔地払)

第29条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、資金交付書に送金依頼書(様式第23号)を添え、これを出納取扱金融機関に交付しなければならない。

2 出納員は、前項の手続をしたときは、送金通知書を出納取扱金融機関を経由して債権者に送付しなければならない。

(前金払の限度額)

第32条 令第21条の7に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、次に掲げるものを除くほ

(収納金の取扱い)

第20条 略

2 出納員は、前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を、その日のうちに取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日預け入れることができる。

(支出の手続)

第23条 略

2 取扱金融機関又は管理者が指定した金融機関に預金口座を設けている債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、局長又は病院長に銀行振込依頼書(様式第21号)を提出しなければならない。ただし、請求書にその旨を記載することによりこれに代えることができる。

3～6 略

(小切手)

第24条 出納員は、小切手を振り出したときは、直ちに小切手振出通知書(様式第22号)により、取扱金融機関に通知しなければならない。

(口座振替による支払)

第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、資金交付書(様式第22号の2)に支払依頼書(様式第22号の3)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

(隔地払)

第29条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、資金交付書に送金依頼書(様式第23号)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

2 出納員は、前項の手続をしたときは、送金通知書を取扱金融機関を経由して債権者に送付しなければならない。

(前金払の限度額)

第32条 令第21条の7に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、契約金額の3割以内とす

か、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。

(1) 土地、家屋又は広告の用に供する場所の借入れをする場合の前金払

(2) 複写機、コンピュータその他の事務用機器を再リース（リース契約に基づく賃借期間の満了後に引き続きリース契約により当該事務用機器を賃借することをいう。）をする場合の前金払

(支払の確認)

第34条 出納員は、第37条第2項の規定により、出納取扱金融機関から支払日計表（様式第24号）の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

第4章 出納取扱金融機関等

(収納事務)

第36条 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、局長又は病院長が発行した納入通知書により収納事務を行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、納入者に領収書を交付するとともに出納事務終了後速やかに領収済通知書及び収納日計表（様式第25号）を出納員に送付しなければならない。

3 収納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、納入者に領収書を交付するとともに収納事務終了後速やかに収納した現金に領収済通知書を添えて出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(支払事務)

第37条 出納取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手又は第27条の規定により交付された資金交付書（第5項において「資金交付書」という。）により支払事務を行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の小切手により支払の請求を受けたときは、債権者をして当該小切手に記名、押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、第1項の小切手が次の各号のいずれかに該当するときは、支払を停止し、直ちに納入員に通知してその指示を求めなければならない。

る。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。

(支払の確認)

第34条 出納員は、第37条第2項の規定により、取扱金融機関から支払日計表（様式第24号）の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

第4章 出納取扱金融機関

(収納事務)

第36条 取扱金融機関は、局長又は病院長が発行した納入通知書により収納事務を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、納入金の振込みを受けたときは、納入者に領収書を交付するとともに出納事務終了後速やかに領収済通知書及び収納日計表（様式第25号）を出納員に送付しなければならない。

(支払事務)

第37条 取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手又は第27条の規定により交付された資金交付書（第5項において「資金交付書」という。）により支払事務を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の小切手により支払の請求を受けたときは、債権者をして当該小切手に記名、押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

3 取扱金融機関は、第1項の小切手が次の各号のいずれかに該当するときは、支払を停止し、直ちに納入員に通知してその指示を求めなければならない。

(1)~(7) 略

4 出納取扱金融機関は、第1項の小切手が振出日付後1年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。

5 出納取扱金融機関は、資金交付書の交付を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払いをし、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

(送金事務)

第38条 出納取扱金融機関は、第29条第1項の規定により送金依頼書を受けたときは、送金小切手その他の方法により債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに送金済通知書を出納員に送付しなければならない。

(1年を経過し支払を終わらない資金の収入への納付)

第39条 出納取扱金融機関は、小切手の振出日付から1年を経過し、まだ支払を終わらない小切手の金額を月ごとに取りまとめ、出納員に報告しなければならない。

2 出納員は、前項の金額を納入通知書により出納取扱金融機関をして期間満了の日の属する年度の収入に納付させなければならない。

(事務取扱時間)

第40条 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の出納事務取扱時間は、その金融機関の例による。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) 略

(様式第20号)

納入通知書・領収書

年度 鳥取県営病院事業会計

住所	略
氏名	

様

(1)~(7) 略

4 取扱金融機関は、第1項の小切手が振出日付後1年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。

5 取扱金融機関は、資金交付書の交付を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払いをし、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

(送金事務)

第38条 取扱金融機関は、第29条第1項の規定による送金依頼書を受けたときは、送金小切手その他の方法により債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに送金済通知書を出納員に送付しなければならない。

(1年を経過し支払を終わらない資金の収入への納付)

第39条 取扱金融機関は、小切手の振出日付から1年を経過し、まだ支払を終わらない小切手の金額を月ごとに取りまとめ、出納員に報告しなければならない。

2 出納員は、前項の金額を納入通知書により取扱金融機関をして期間満了の日の属する年度の収入に納付させなければならない。

(事務取扱時間)

第40条 取扱金融機関の出納事務取扱時間は、その金融機関の例による。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) 略

(様式第20号)

納入通知書・領収書

年度 鳥取県営病院事業会計

住所	略
氏名	

様

<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記のとおり納入してください。</p> <p>鳥取県病院局長（鳥取県立 病院長）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>納付場所 _____ 銀行 _____ 支店 （鳥取県営病院事業出納 取扱金融機関）</p> <p style="text-align: center;">_____ 銀行 _____ 支店 （鳥取県営病院事業収納 取扱金融機関）</p> <hr/> <p>領収済通知書（控）及び領収済通知書 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記のとおり納入してください。</p> <p>鳥取県病院局長（鳥取県立 病院長）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>納付場所 鳥取県営病院事業出納取 扱金融機関 （ _____ 銀行 _____ 支店）</p> <hr/> <p>領収済通知書（控）及び領収済通知書 略</p>
---	---

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。